

モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱

平成 23 年 6 月 8 日 国政参政第 24 号

(通則)

第 1 条 モーダルシフト等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫業者をいう。次条において同じ。）等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者は、荷主企業及び貨物運送事業者等、物流に係る関係者によって構成された協議会とする。

(交付の対象等)

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定による補助対象事業の区分ごとの内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等については、別表 1 及び別表 2 によるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第 1 号様式による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表 1 及び別表 2 に定

めるところにより交付決定を行い、第2号様式による交付決定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ第3号様式による交付決定(変更)申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定(変更)申請書の提出があったときは、審査のうち、交付決定の変更を行い、第4号様式による交付決定(変更)通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際に、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第5号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第6号様式による補助対象事業の中止(廃止)申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第7号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに第8号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表 1 及び別表 2 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 15 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、第 11 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 17 条 補助対象事業者は、取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号に規定する大臣が定める機械及び重要な器具については、同令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して大臣が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 12 号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金相当分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(書類の保存義務)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第19条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	モーダルシフト推進事業
内容	貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO ₂ 排出量の削減を図ることを目的として実施する事業
補助対象経費	<p><運行経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費 ・ 鉄道又は海上輸送により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費 ・ 既に鉄道又は海上輸送を行っている貨物について、増加分の貨物の輸送に係る運行経費 <p><機器等導入経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モーダルシフト推進事業の実施に係る車両・輸送機材、荷役機器及び情報機器等の導入に要する経費
補助率	1 / 2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、補助対象経費のうち運行経費については、大臣が別に定める輸送種別毎の金額に輸送数を乗じて得た額を上限とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

別表 2

補助対象事業	幹線輸送集約化推進事業
内容	発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね 30 km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて、車両走行台数及びCO ₂ 排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業
補助対象経費	<p>< 運行経費 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費 <p>< 機器等導入経費 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線輸送集約化推進事業の実施に係る車両・輸送機材、荷役機器及び情報機器等の導入に要する経費
補助率	1 / 2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付申請書

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金 金 円の交付を受けたい
ので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の
規定に基づき、別紙関係書類を添えて、申請します。

第1号様式 別紙

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付申請事業

補助対象事業者名： _____

補助対象事業の区分	補助対象事業の 開始及び完了予定日	補助対象経費(円)	補助金額(円)

(添付書類)

1. モーダルシフト等推進事業計画
2. 補助対象経費の算出の根拠となる書類
3. 振込先調書 (添付できない場合は、後日提出すること。)
4. その他補助金の交付に関して参考となる書類

第2号様式（第6条第1項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係るモーダルシフト等推進事業計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びにモーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け国政参政第〇〇号）に定めるところに従わなければならない。

第3号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付決定（変更）申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他参考となる書類

第4号様式（第8条第1項関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付決定（変更）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（変更）申請のあった標記補助金に係る交付決定を下記のとおり変更したので、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知する。

記

補助対象事業の区分		補助対象事業の 開始及び完了予定日	補助対象経費(円)	補助金額(円)
	変更前			
	変更後			

第5号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金については、下記のとおり不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

1. 交付申請年月日及び番号
2. 補助金の額
3. 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
4. 取り下げる理由

第6号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金に
係る補助対象事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他参考となる書類

第7号様式（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金に
係る補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

第 8 号様式 (第 12 条関係)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 14 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第8号様式 別紙

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名： _____

(単位：円)

補助対象事業 の区分	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	差額(D) A-C	補助金額 (E)

(添付書類)

1. モーダルシフト等推進事業計画（実績報告）
2. 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
3. 補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出すること。）
4. その他参考となる書類

第9号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった、平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知する。

記

確定補助金額 金 円

第 10 号様式 (第 14 条関係)

番 号
年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他:)	
4. 預金種別	普通預金	当座預金
5. 口座番号		

- (注) 1. 下記 2. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 2. 上記 3. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例:○○農業協同組合)を記入すること。
 3. 上記 4. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
 4. 上記 5. の口座番号は、右詰めで記入すること。

第 11 号様式 (第 16 条第 2 項関係)

モーダルシフト等推進事業費補助金取得財産等管理台帳
(平成 年度)

取得者の 氏名・名称	
財産名	
規格	
金額(円)	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置場所	
備考	

(注) 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容を記載すること。

第 12 号様式（第 17 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

財産処分承認申請書

平成 年度モーダルシフト等推進事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他参考となる書類